

平成31年度（令和元年度）京都市立西総合支援学校「学校いじめ防止基本方針」

1 「学校いじめ防止基本方針」の総則

（1）目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

文部科学省が定めるいじめの定義「いじめとは当該児童生徒が一定の人間関係のある者から心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものとする。

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的におこなうことなく、いじめられた児童生徒の立場に立っておこなうものとする」を踏まえて、本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、本校のいじめの防止対策推進の取組の基本的な方向、内容を策定するものである。

（2）基本理念

いじめは、すべての児童生徒に関する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、すべての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨とし、学校の教育活動全体で豊かな心を育み自分も友達も大切にする児童生徒を育てることを目指す。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指し、いじめの未然防止・早期発見・丁寧な解決における取組を推進する。

2 「いじめ・不登校対策委員会」の設置

①構成員（職名又は校務分掌）

●校長・教頭・副教頭・生徒指導主事（中・高）・各部長・保健主事・養護教諭
教育相談主任・スクールカウンセラー

②役割

- いじめの未然防止
- いじめの早期発見・積極的認知
- 児童生徒に対する定期的な調査と調査等の結果検証及び組織的な対処
- いじめが起こった時の措置及び再発防止
- 教職員の資質能力向上
- 保護者・地域・関係機関との連携

③開催時期

- 全体としては年間2回開催する。

（緊急の場合や必要のある場合は、この限りではない）

- 月1回以上、教育相談主任・スクールカウンセラーを中心に管理職等も加わって情報交換会を開催し、継続して児童生徒の情報を共有する。各部からの対策も伝える。

- 定例会議以外に経営会議等で常に情報共有し対策を確認し、いじめを防止する。

④取り組む内容

- 目的、基本方針に基づく取組や計画の検討・確認
- 全校集会・保護者会等での人権意識の啓発
- 児童生徒の実態把握及び分析の共有
- 人権意識・道徳意識・規範意識を育てる取組の検討。（道徳教育の充実等）
- 実態把握（いじめアンケートの実施）
- いじめの未然防止や早期発見に向けての対策等の検討
- いじめの発見から解決までの効果的な支援・指導方針の検討
- 外部機関との連携
- 校内研修の実施
- 緊急時の対応

指導方針の決定と処理行動の指揮⇨全教職員への伝達と関係機関への連絡
（必要に応じて協力を要請）⇨事後の対応の協議⇨学年・学部もしくは全教職員及び関係機関への報告

⑤関係者への周知

- 委員会のメンバーを通じて、児童生徒・保護者へ周知する

3 学校いじめ防止プログラム

（1）学校におけるいじめの未然防止のための取組

①授業改善

- 個別の包括支援プランに基づき、「わかる喜び」と「学ぶ楽しさ」が実感できる授業を行う。
- 言語活動の充実とコミュニケーション能力・自己表現力の育成に力を入れる。
- 友達や周りの人々との協力・協働等、集団生活に必要な生活態度や規範意識を育む。

②道徳教育

- いじめは絶対に許されないことや、命の大切さを伝える。

③体験活動

- 行事（学校祭等）・校外活動・宿泊学習等を通して、仲間づくりを行う。

④児童生徒が自主的に行う活動

- 生徒会活動を活発に行い、自己有用感を高めると共に全校で交流を深める。

⑤児童生徒への働きかけ

- 人権に関わる内容の絵本の読み聞かせや本の紹介等、生徒会中心に取り組む。
- 集会（学年・学部・全校）などで子どもたちの心に訴える。

⑥家庭・地域との連携

- 学校便りなどを通じ、保護者への啓発を行う。
- 地域住民に積極的に学校行事への参加を呼びかけ、交流を図る。

⑦その他

- 学校評価アンケートの結果を分析し、成果と課題を周知する。

(2) いじめの早期発見・積極的認知の取組

- ①全教職員の連携を密にし、迅速に情報を集約し共有する。
 - 各部長は、日常的に問題行動の情報収集に努め、いじめに関わる情報については、些細なことや疑いも含め、「いじめ・不登校対策委員会」で情報を共有する。
 - 「いじめ・不登校対策委員会」で共有された情報は、職員会議。各部会等を通して全教職員で共有する。
- ②アンケートの実施
 - 実態把握をするため、アンケートを実施する。
 - 学校評価の児童生徒によるアンケートにおいても、いじめの実態把握に努める。
- ③教育相談の実施
 - 積極的な教育相談の取組を行う。
 - スクールカウンセラーとの連携を図る。
- ④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進
 - 日常からインターネットや携帯電話の利用について、危険性はもちろんのこと問題行動全般に関する未然防止の啓発、指導に努める。
 - SNSを通じて起こっている問題行動を理解し、情報を共有する。
 - PTA活動や地域交流会、学校運営協議会の活動を通じて保護者や地域への啓発を行う。

(3) いじめが起った時の措置及び再発防止に向けた取組

・基本的な考え方

いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「いじめ・不登校対策委員会」「経営会議」等で情報を共有し、今後の対応等について検討する。

その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無の確認について、被害児童生徒の支援や加害児童生徒への聞き取りや指導、周りの児童生徒の状況把握、教育委員会への報告をはじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努め、いじめの解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。

・いじめが起こったときの措置

- ①被害児童生徒の安全を確保する。
- ②被害児童生徒の心身の状況を深慮しながら聞き取りを行い、家庭訪問等で保護者に説明する。
- ③加害児童生徒への指導及び保護者への助言を行う。
- ④教育委員会に速やかに報告し、指導助言を仰ぎながら、校内での指導を進める。
- ⑤事案によっては、警察に連絡を入れる。

・インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- 日常からインターネットや携帯電話の利用について、危険性はもちろんのこと問題行動全般に関する未然防止の啓発、指導に努める。
- SNSを通じて起こっている問題行動を理解し、情報を共有する。
- PTA活動や地域交流会、学校運営協議会の活動を通じて保護者や地域への啓発

・「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

●少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を続ける

- ① いじめにかかる行為が少なくとも3か月以上止んでいること
- ② いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

*これらを面談等で確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

前提となる基本事項

『学校いじめ防止等基本方針』

- 学校いじめ防止プログラムの策定
- 教職員、児童生徒、保護者、地域への周知
- 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

『いじめ対策委員会』

- 担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の確認・周知
- 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
- 児童生徒、保護者、地域への周知
- いじめの認知・解消の判断について確認

未然防止の取組

- ・学習環境の整備
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・児童生徒同士の絆づくり
- ・授業改善
- ・児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

予 防

いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握

- ・教職員、児童生徒、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から 等

見逃しのない観察

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

手遅れのない対応

【いじめ対策委員会で共有】

- まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討。

【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒を個別で聴き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

管理職のリーダーシップの下、学校としての対応方針を決定する。 〔認識の共有化・行動の一元化〕

心の通った指導

【児童生徒への指導・支援】

- いじめを受けた児童生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童・生徒を見守るとともに、必要に応じてSC、パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、**再発防止**に向けた指導を行う。
- 周囲の児童生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童生徒（加害・被害とも）の家庭訪問を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し、原則、関係児童生徒、保護者が一堂に集まり謝罪をする場をもつ。

【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - ①いじめに係る行為が**少なくとも3か月間**止んでいること（救済）
 - ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
- ※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

4 保護者・地域・関係機関との連携

- ①PTAや学校運営協議会との連携のもと、いじめ問題や「西総合支援学校 学校いじめ防止基本方針」に対する理解を深める機会を設定する。
- ②いじめの事案によっては、警察署少年係との連携を密にし、被害児童生徒の身の安全を最優先させると共に、児童相談所との連携も図り、加害児童生徒、被害児童生徒の精神的ケアを図る。
- ②平素からスクールカウンセラーとの連携を密にしておく。

5 重大事態への対処

(1) 基本的な考え方

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法を踏まえ、京都市教育委員会を通じて重態事態が発生した旨を市長に報告すると共に、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。

また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査に係わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

(2) 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、速やかに京都市教育委員会に報告し、調査の主体等についての協議を行う。重大事態として取り扱う案件は、以下のこと等とする

- ①生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのあるとき。
- ②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

本校が調査の主体となる場合は、本校の下に「いじめ・不登校対策委員会」を緊急に開き、対応等の検討し、事実関係を明確にするための調査、必要に応じた適切な保護者への情報提供、京都市教育委員会への調査結果の報告、調査結果を踏まえた適切な措置、同種の事態発生の防止に向けた取組の推進等を速やかに行う。

また、京都市教育委員会が調査の主体になった場合は、京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力をする。

6 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組として、「年間計画」を下表のように示し実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への発信 関係機関との連携
4	◆職員会議 学部・学年会・ケース会議 「学校いじめの防止等基本方針の共有」 「校内体制や組織的対応の共有」 「児童・保護者への広報について」 「未然防止に向けた取組の確認」 「年間計画と役割の明確化」 「PDCA サイクルの確認」 ◆校内研修会① 「いじめに関して、気になる生徒の共有」 ◆生徒指導委員会 「今年度の計画について」	・入学式 ・学級開き ・全校集会で顔合せ ・新入生を迎える会 ・自主通学生徒の会 ・学級目標決め ・地域資源利用学習、体験実習開始（通年）	・家庭訪問	・学校説明会で保護者啓発 ・授業参観 ・通学懇談会 ・PTA 総会 ・進路説明会
5	◆職員会議 学部・学年会・ケース会議	・西京区 憲法月間展示 ・交流及び共同学習 (全校・通年) - 居住地校交流（通年） - 学校間交流（大枝、桂坂） ・地域清掃、お届け学習 ・雇用前提実習 ・学校祭 体育の部 ・桂坂クリーンデー呼応清掃 ・総合支援学校合同生徒会 ・学校祭 体育の部	・教育相談の実施（通年） ・SC との情報交換（毎月1回）	・家庭教育講座（通年） ・西の風（通年） ・個別進路相談 ・休日参観
6	◆職員会議 学部・学年会・ケース会議 「教育相談の結果の共有と対策」 「記名式アンケートの実施に向けて」 ◇臨時いじめ対策委員会 ← 「情報の共有と組織的対応」	・中3 修学旅行 ・小6 修学旅行	・第1回いじめアンケートの実施、学年集約と共有①	・学年懇談会 ・学校運営協議会① ・保護者懇談会 ・進路説明会
7	◆職員会議 学部・学年会・ケース会議 ◆生徒指導委員会 「夏季休業中の生活について」	・生き方チャレンジ学習（7～11月） ・夏季休業を迎えるにあたっての心構え ・全校・学部・学年集会 ・スポーツ交歓会 ・夏季施設見学 ・総合支援学校合同生徒会 ・中2 校外宿泊学習 ・生徒会リーダー講習会	・夏休みに向けての生徒の様子を学年で共有，組織的対応の検討	・家庭訪問 ・夏季施設見学会

8	◆学部・学年会・ケース会議 「夏休み明けの生徒の様子について」 「不登校生徒への関わりについて」 「学校いじめ防止プログラムの見直し」	人権ポスター制作 ・全校・学部・学年集会	・夏休み明けの生徒の様子を学年で共有、組織的対応の検討	・家庭訪問 ・夏季施設見学会
9	◆職員会議 学部・学年会・ケース会議 ◇いじめ不登校対策委員会 「情報共有・対策の確認」	・高1宿泊学習 ・小4・5宿泊学習 ・中1校外宿泊学習		・学校運営協議会 ・進路説明会
10	◆職員会議 学部・学年会・ケース会議 ◇いじめ対策委員会⑦ 「学校評価の結果について」 「記名式アンケートの実施に向けて」 ◇臨時いじめ対策委員会 「情報の共有と組織的対応」 ◆校内研修会④	・芝生まつり ・総合支援学校合同生徒会 ・高2修学旅行		・学校評価の実施
11	◆職員会議 学部・学年会・ケース会議・研修会 「年間の取組の見直し」	・小中児童生徒会交流会 ・総合支援学校合同生徒会 ・児童生徒集会 ・学校祭 文化の部 ・本部役員選挙 ・にっこまつり ・桂坂クリーンデー呼応清掃 ・交通安全教室	・教育相談の実施② (3年進路相談)	・施設見学会
12	◆職員会議 学部・学年会・ケース会議 「次年度の基本方針の見直しと作業について」 「学校いじめ防止プログラムの見直し」	・人権学習 人権標語 ・冬季休業を迎えるにあたっての心構え ・全校・学部・学年集会 ・ファイナンスパーク学習		・学校運営協議会③ ・地域作品展 ・進路説明会 ・個別進路相談
1	◆職員会議 学部・学年会・ケース会議 いじめ事案の経過の共有	・全校・学部・学年集会 ・交流給食 ・スポーツデイ		・地域作品展
2	◆職員会議 学部・学年会・ケース会議 「学校評価の結果について」 ◆年間反省①(部会ごと) 「今年度の反省と来年度への課題の共有」◆年間反省②(全体) 「今年度の反省と来年度への課題の共有」 ◇いじめ対策委員会 「年間を通してのいじめ事案の経過の共有」	・総合支援学校合同生徒会 ・高3卒フェス	・第2回記名式アンケートの実施、学年集約と共有②	・学校評価の実施 ・学校運営協議会④ ・入学説明会 ・地域作品展 ・個別進路相談

3	◆職員会議 学部・学年会・ケース会議 「学校評価の結果について」 ◆職員会議 ◇いじめ対策委員会 「今年度の反省と来年度への課題の共有」 「学校いじめ防止プログラムの見直し」	・全校・学部・学年集会 ・6年・3年生を送る会 ・卒業式 ・学級のまとめ 【小6中3高3】卒業前校外学習	・記名式アンケートの 保管	・半日入学 ・個別進路相談
※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。 ・ 「学校いじめ防止プログラムの見直し」（PDCAサイクル 8月・12月・3月） ・ 「いじめに関する記名式アンケート」「クラスマネジメントシート」「教育相談」 ・ 「いじめの防止等の対策のための組織の会議（定例 いじめ対策委員会）」 ・ 「校内生徒指導研修」 ・ 「授業参観」「学級懇談会」「自由参観週間」「学校運営協議会」 ※ 無記名式いじめアンケートについては、必要に応じて適宜実施する。 ※ 年間計画には示していないが、「学校いじめ防止プログラム」の「いじめの未然防止の取組」として、個別の包括支援プランに基づき、「学習環境の整備」や「授業改善」はもとより、「道徳教育」「人権教育の充実」「体験活動」「特別活動」については日常的に実施する。すべての教育活動を通して、生徒の良好な人間関係の構築と充実を目指している。 ※ いじめ事案の発覚時は、「いじめ対策委員会」を、臨時で速やかに開催する。 事案の経過や解消の確認（指導等が終わり、安心できる状況が3か月経過）については、その後の定例の「いじめ対策委員会」で、随時行い情報等を共有する。				